

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この事業の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 事業者は、この事業に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この事業が終了し、又は登録を取り消された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3 事業者は、この事業を行うために個人情報を収集するときは、事業を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 事業者は、市の指示又は承認があるときを除き、この事業に関して知り得た個人情報を事業の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 事業者は、この事業に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 事業者は、市の承認があるときを除き、この事業に関する処理をするために市から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

（再委託の禁止）

第7 事業者は、この事業を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、市の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

（資料等の返還等）

第8 事業者は、この事業に関する処理をするために市から引き渡され、又は事業者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、事業完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に

指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第9 事業者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

以上